

宮崎中央青果株式会社 行動計画【4期目】

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性の育児休業等の取得率を60%以上とする。(現行：55%)

<対策>

- 令和8年4月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について、全労働者に周知を行う。
- 令和8年4月～ 男性の育児休業取得者の好事例を紹介し、取得に対する不安の軽減と職場の理解促進を図る。

目標2：労働者の年次有給休暇の年間取得日数を平均12日以上とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 部署ごとに年次有給休暇の取得時期に関する目標計画を策定する。
- 令和8年4月～ 取得日数が少ない労働者に対して、半期ごとに個別に取得促進の働きかけを行い、取得計画の作成を促す。

目標3：労働者1人あたりの時間外労働を5%削減
(令和7年度と令和13年度の実績比)

<対策>

- 令和8年4月～ 定例業務等の見直しを行い、不要業務の削減及び業務の効率化を推進するために、DX導入の検討を行う。